

幼児教育・保育の無償化について

1. 無償化の概要

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、今年5月10日に可決・成立し、10月からの実施が決定しました。

それに伴い今年10月1日から、幼児教育・保育の無償化(幼児教育無償化)として、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所・保育園、認定こども園などを利用する子供の「基本の保育料」などが無償化されます。

2. 対象と上限額

(○=対象、△=月額上限あり、×=対象外)

区分	1号認定	新2号認定(新設)	新3号認定(新設)
	3歳から5歳児 保育の必要性なし (幼稚園利用の方)	3歳から5歳児 保育の必要性あり	0歳から2歳児 保育の必要性がある 市民税非課税世帯
保育所・保育園 認定こども園(保育部分)	—	○	○
幼稚園 認定こども園(教育部分)	○	○	—
幼稚園の預かり保育	×	△ 月額11,300円まで	—
認可外保育施設 保育所の一時預かり 病児保育	×	△ 月額37,000円まで	△ 月額42,000円まで

※平成31年4月1日時点の年齢です。

※幼稚園の預かり保育(保育の必要性の認定を受けた場合)でかかった預かり保育料(教育時間を超えた分)については、月額「450円×利用日数(上限11,300円。市民税非課税世帯、満3歳児は上限16,300円)」まで無償化されます。

※認可外保育施設、保育所の一時預かり、病児保育は、保育所等を利用していない方が対象です。

3. 無償化までの手続き

①幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方

無償化のための手続きは不要です。

給食費は、無償化後も引き続き保護者の負担となります。

②幼稚園、認定こども園(教育部分)の預かり保育を利用する方*

③認可外保育施設、一時預かり、病児保育を利用する方*

※無償化の対象となるには、お住いの市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。

○無償化の対象となるには…

【申請】利用する前に、お住いの市町村へ申請します。

【認定】市町村から「保育の必要性の認定」を受けます。

※認定区分(新設)

新2号→保育の必要性の認定を受けたクラス年齢3歳以上の子供

新3号→保育の必要性の認定を受けたクラス年齢3歳未満の非課税世帯の子供

【無償化】上限額までの範囲で利用料が無償化されます。

※認定後に、住所や世帯状況、利用施設、就労状況などの変更があった場合は、こども課まで届け出てください。

4. 申請書類

(1)子育てのための施設等利用給付認定申請書

(2)保育の必要性を確認できる書類(就労証明書等)

5. 給食費について

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用するお子さんの給食費(ごはん、おかず等)は、直接施設へ、または保育料の一部として納入されています。

幼児教育・保育の無償化に伴い、以下のように取扱いを変更します。

【現行の取扱い】

認定区分	主食費(ごはん等)	副食費(おかず等)
1号認定(教育部分)	施設へ納入	
2号認定(保育部分)	施設へ納入	保育料の一部として納入
3号認定	保育料の一部として納入	

【令和元年10月以降】

認定区分	主食費(ごはん等)	副食費(おかず等)
1号認定(教育部分)	施設へ納入	
2号認定(保育部分)	施設へ納入	
3号認定	保育料の一部として納入	

問 本庁 こども課 こどもG ☎52-1111 内線138

市から補助が出ます！～早期発見のための胃内視鏡検診～

今年度の胃内視鏡検診(ピロリ菌検査を含む)は、下記の年齢の方が対象です。
51歳、55歳、61歳、65歳、71歳、75歳、81歳、85歳、91歳、95歳、101歳
(令和2年3月31日時点での年齢)

住民健診時期に合わせて配付する案内をご確認のうえ、申請書を提出してください。
また、81歳以上の対象者で検診を希望する場合は、健康推進課へお問い合わせください。

○申請期間：令和2年1月20日必着(受診期限：令和2年2月29日)

【既に申請済みの方へ】

「あとで受けようと思っていたら、忘れてしまった!」「期限が過ぎてしまった!」
とならないよう、できるだけ早めに受診してください。
年末・年明けは混雑が予想され、希望日の受診が難しくなる可能性もあります。



※昨年度、胃X線検査(バリウム検査)の結果が要精密検査となり、まだ検査を受けていない方は、速やかに医療機関を受診してください。

※食道・胃・十二指腸の疾患(逆流性食道炎も含む)で治療中・経過観察中の方は、受診できません。引き続き医療機関での受診をお願いします。

※その他詳細な条件がございます。お届けする案内をご確認いただくか、健康推進課へお問い合わせください。

問 かがやき 健康推進課 健康推進G ☎54-7121

【乗合タクシー】75歳以上の利用者を対象とした利用券の割引販売が始まりました

1. 対象者

75歳以上の乗合タクシー利用者(対象者には、専用の登録カードを送付します。)

2. 割引販売

対象者には、専用の乗合タクシー利用券(1500円分)を1000円で販売します。

※従来の利用券も引き続き利用可能です。

※専用の利用券は、対象者しか利用できません。

3. 販売場所

・社会福祉協議会(本所・支所)の窓口(専用の登録カードをご提示ください。)

・乗合タクシーの車内

4. 販売時期

令和元年8月1日(木)から販売中

5. その他

割引販売の詳細や乗合タクシーの利用登録手続き等については、社会福祉協議会までお問い合わせください。

問 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125